

複写品に係る事務取扱い要綱

平成9年3月24日

川総シ企第161号

(目的)

第1条 この要綱は、本市における複写品の調達に係る事務取扱いについて必要な事項を定めることにより、最も有効かつ適正な調達を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、複写品とは、複写機を用いた複写サービスにより複写した成果物をいう。

(対象範囲)

第3条 この要綱の対象範囲は、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局（教育委員会が所管する市立学校を含む。）、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局とする。

2 複写機を購入する場合は、この要綱の対象としない。

(複写品の調達業者の決定及び基本協定)

第4条 複写品の調達業者は、別に定める基準に基づいて一般競争入札により決定する。

2 複写品の調達は、前項の規定により決定した者（以下「決定業者」という。）との基本協定書に基づいて行うものとする。

(設置場所及び使用電源等の確認)

第5条 新たに複写機を設置して、又は既設の複写機を移設して複写サービスの利用を希望する課長は、設置場所を管轄する庁舎管理者に複写機の設置、使用電源の確保等について確認を行わなければならない。

(決定業者の通知)

第6条 デジタル化施策推進室担当課長は、決定業者を複写サービスの利用を希望する課長へ通知するものとする。

(複写品の調達に関する制限)

第7条 複写品は、決定業者以外からは調達することができないものとする。

(複写品の利用状況の調査等)

第8条 デジタル化施策推進室担当課長は、必要があると認めた場合には、複

写品の利用状況について調査し、複写サービスを利用する課長に助言又は指導を行うことができる。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条に規定する複写品調達依頼書の提出は、平成9年度当初調達分については、全て提出したものとみなす。

(関係要綱の廃止)

3 川崎市普通紙複写機管理要綱（平成4年7月18日川総情第135号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。